

お知らせ

10月1日から施行 「障害者虐待防止法」

障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)のある人や、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的障壁によって、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人が対象となります。

障がい者虐待の種類 障害者

虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

- ①養護者による障がい者虐待
 - ②障がい福祉施設従事者などによる障がい者虐待
 - ③使用者による障がい者虐待
- ※障がい者虐待に該当する行為として、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任(ネグレクト)、経済的虐待があります。

通報義務 障がい者虐待に気づいた人には、市町村の窓

口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながりますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

役場福祉課 福祉係
☎ 286・3111
内線 171・172

在宅寝たきり老人等 介護者手当を支給します

常時介護が必要な人を在宅介護している人(介護者)に対し、その労をねぎらい、福祉の増進を目的として手当を支給します。

受給対象者

本町に住所があり、基準日(本年10月1日)前1年間、町が規定する被介護者と同居し、引き続き1年以上在宅介護している人。ただし、被介護者が基準日前1年間の間に、90日を超える入院・入所・ショートステイを利用していた場合は、支給の対象になりません。

受付期間

10月1日(月)～31日(水)

(土日祝日を除く)

※申請に必要なものなど詳細についてはお尋ねください。
申請・問い合わせ先

役場いきいき長寿課
高齢者支援係
☎ 286・3111
内線 132・133

証明書の自動交付機を 一時停止します

メンテナンス作業のため、役場玄関横の証明書自動交付機とコンビニエンスストアのマルチコピー機での証明書発行を一時停止します。

ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

停止日 10月8日(月)

問い合わせ先

役場住民生活課 住民係
☎ 286・3111
内線 111・113

知っていますか? 「結核」

結核は、いまだに年間約2万3千人の新規の患者が発生する、わが国の主要な感染症の一つです。結核の初期症状は風邪とよく似ています。2週間以上続くせきやタンは結

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改定されました 時間額 653 円 (平成 24 年 10 月 1 日から)

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

最低賃金ワン・ストップ無料相談

最低賃金の引き上げに対応した賃金の引き上げに取り組む中小企業の支援として、経営面と労働面の相談をワンストップで対応できる無料相談窓口を設置しました。

ご存じですか?

中小企業を応援する業務改善助成金

中小事業主が、事業所内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引き上げる計画を策定し、毎年40円以上の賃上げを実施する場合に、要した費用の1/2を助成します。(上限100万円、下限5万円)

問い合わせ先 熊本労働局労働基準部賃金室
☎ 355-3202

核を疑い、早めに医療機関を受診しましょう。

巡回結核検診(65歳以上対象)

10月22日(月)～28日(日)
(27日(土)を除く)

※対象者には通知します。
問い合わせ先 役場健康づくり推進課 健康増進係

☎ 286・3111
内線 124・125

国の教育ローン (日本政策金融公庫)

高校、大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

融資額

学生・生徒1人当たり300万円以内

利率 年2.35%(母子家庭は年1.95%(固定金利、平成24年9月10日現在))

返済期間

15年以内(交通遺児家庭または母子家庭の人については18年以内)

※九州地方の豪雨などにより被害を受けた皆さまに「災害特別措置」を実施しています。利用できる人など、詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ先

教育ローンコールセンター
☎ 0570・008656
(ナビダイヤル)または、
☎ 03・5321・8656